

# 深夜に飲食店等を営業する皆さまへ

深夜(午後11時から翌日の午前6時まで)の飲食店等営業について、茨城県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」と記載します。)に、騒音について守らなければならない基準が定められています。

快適な環境づくりにご協力をお願いいたします。

## 1. 規制基準



### ○規制の対象となる営業

飲食店営業、ボーリング場営業、バッティング練習場営業、ゴルフ練習場営業

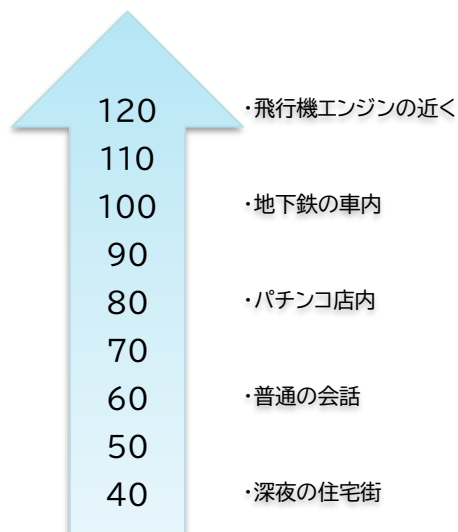
### ○規制時間

午後11時から翌日午前6時まで

音の大きさの程度(dB)

### ○規制基準

| 区域の区分 |                                       | 基準値    |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 第1種区域 | 第1・2種低層住居専用<br>地域、田園住居地域              | 40デシベル |
| 第2種区域 | 第1・2種中高層住居専用地域、<br>第1・2種住居地域、準住居地域    | 45デシベル |
| 第3種区域 | 近隣商業地域、商業地域<br>準工業地域、用途地域の<br>指定のない地域 | 50デシベル |
| 第4種区域 | 工業地域                                  | 55デシベル |



デシベルとは … 音に対する人の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数の違いによる人の耳の感覚を加味して、デシベルで表します。10デシベル小さくなれば、音は半減して聞こえます。

## 2. カラオケは“原則”午後 11 時まで！



規制区域内の飲食店、カラオケ店等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

### 【規制区域】

第 1 種区域及び第 2 種区域並びにその周囲10メートル以内

### 【音響機器】

カラオケ装置、ステレオその他の音声機器、録音及び再生装置、有線ラジオ装置、楽器、拡声装置

### 【除外規定】

周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れないよう、防音措置等を行っている場合は、規制対象から除外されます。

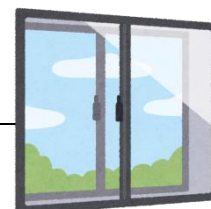
## 3. 騒音対策のポイント

○自動車のアイドリング音等について、看板やポスターで注意喚起を行う。

○店舗の利用前後に店舗外の道路や駐車場等で騒がないよう、注意喚起を行う。

○建物による防音対策は、次のような例があります。

|           |                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 窓・ドア      | すき間を遮音用パッキンでうめる、二重構造にする。<br>開放したままにしない。                 |
| 換気扇       | 吸音材を内張りにしたダクトを取り付ける。<br>開口部を民家側に向けない。                   |
| エアコン      | 室外機は設置場所に注意して近隣の住宅から離す。                                 |
| カラオケ・ステレオ | 音が外に漏れない程度に音量目盛を固定する。<br>音量調整は店の人とする、利用客に協力をお願いする。      |
| スピーカー     | 必要最小限の数にする。<br>壁に密着して取り付けない。<br>床・天井・壁などの接触部分に防振ゴムを入れる。 |
| 壁・天井・床    | 厚手のカーテンをつける。<br>床にじゅうたんを敷く。<br>遮音材・吸音材を効果的に使う。          |



## 4. 罰則等

---

### 【改善勧告及び改善命令】

深夜騒音規制基準または音響機器の使用の制限に違反し、周辺の生活環境が損なわれている等と認められるときは、改善勧告及び改善命令を受けることがあります。

### 【罰則】

改善命令に従わない場合は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科される場合があります。

### 【お問い合わせ先】

[各市町村環境主管課](#)

茨城県県民生活環境部環境対策課